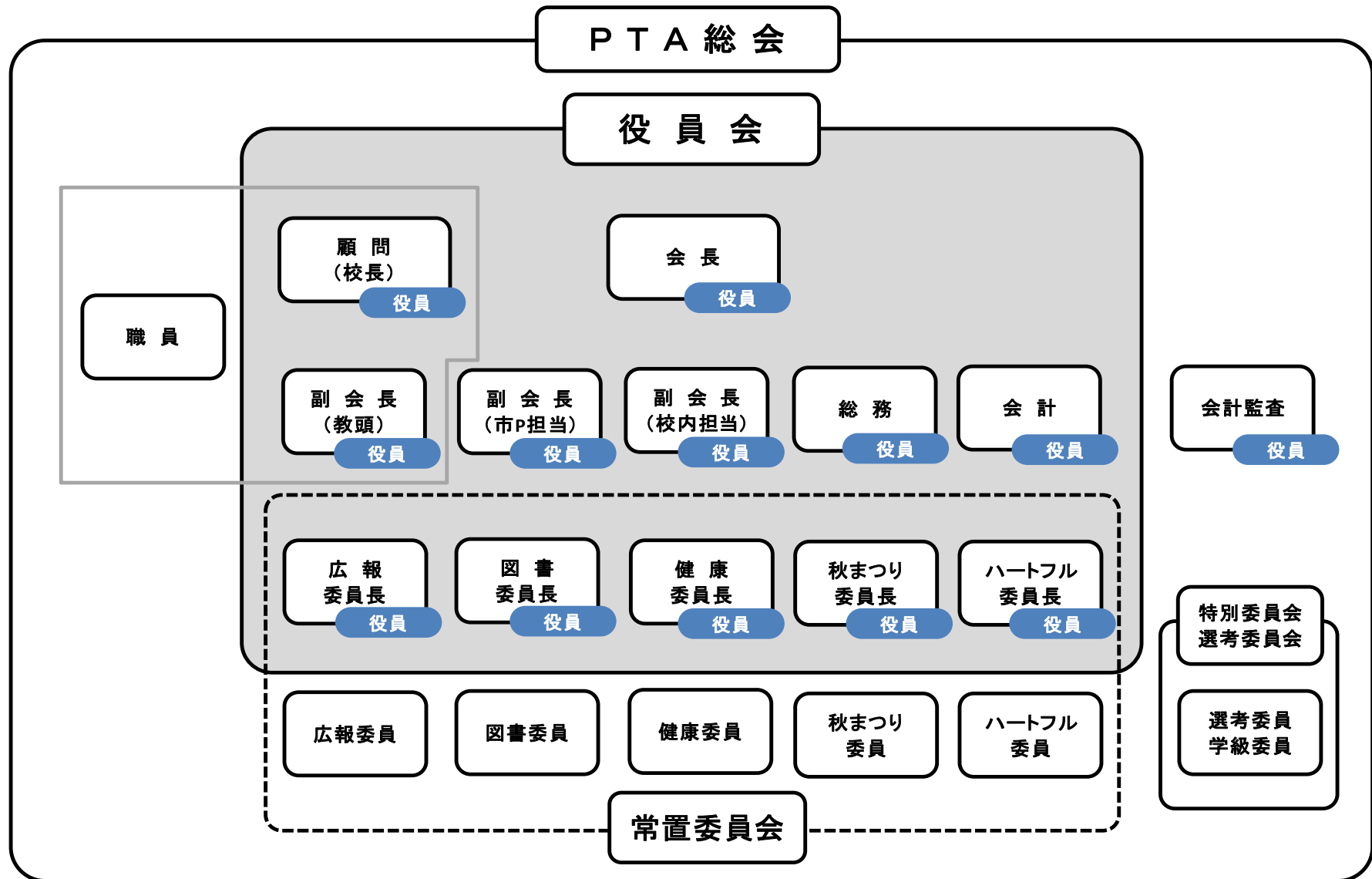


令和4年度

熊本市立黒髪小学校PTA会則



黒髪小学校PTA組織図



第1章 総則

第1条 (名称及び所在地)

この会は、熊本市立黒髪小学校PTA（以下「本会」という）と称する非営利の任意加入団体であり、所在地を黒髪2丁目2-1（黒髪小学校内）とする。

第2条 (目的)

本会は、保護者と教職員との協力及び地域との連携により、児童の健全な成長と福祉増進を図り、併せて会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。

第3条 (方針)

本会は次の方針に基づいて活動する。

- 1、本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。
- 2、本会は、営利を目的とせず、政党・宗派に関与しない。
- 3、本会の正規の目的以外のことに会の名称および役員の名を用いてはならない。
- 4、本会の児童福祉のために活動する他の社会団体又は機関と協力する。
- 5、学校の運営・人事には干渉しない。
- 6、児童を対象とする活動については、その保護者が会員であるか否かにかかわらず、児童の対応にいかなる差も設けない。
- 7、非会員に対し、入会を強制せず、また、入会の意思表示を確認する際に強制であると受け取られないような運用を心がける。

第4条 (表簿)

本会に備える表簿は概ね次の通りとする。

- ① 会則（細則・内規を含む）
- ② 会員名簿
- ③ 役員名簿
- ④ 会計簿
- ⑤ 記録簿（文書・会報を含む）

第5条 (活動)

本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1、教育を理解し、教育尊重の世論を喚起すること。
- 2、保護者、教師ともに教養を高めるための研修に関すること。
- 3、家庭・地域における児童の生活環境の改善と指導に関すること。
- 4、児童と会員の福祉厚生に関すること。
- 5、会の運営や活動についての広報に関すること。
- 6、公費による教育予算を確保するように努力すること。

第6条 (会員)

- 1、本会の会員資格は、本校に在籍する児童の保護者又は代理人（以下「保護者」とする）及び、本校に勤務する教職員とする。
- 2、前項に定める資格を有する者で、入学時又は転入時に入会の意思がない者は、本会会長に対し、書面にて入会しない意思を示す。

- 3、児童の卒業または転出、勤務校の異動により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とする。
- 4、本会会員は、いつでも、本会会長に対し、書面を提出して退会意思を示すことにより、本会を退会することができる。
- 5、非会員に対しては、入会を強制せず、また、入会の意思表示を確認する際に強制に受け取られないような運用を心がけなければならない。
- 6、本会の会員は規定の会費を納入するものとする。
- 7、本会の会員は全て平等の権利を有す。

第2章 役員

第7条 (役員の名称)

本会の役員を次のとおり定める。

- 1、会長
- 2、副会長（教頭含む）
- 3、総務
- 4、会計
- 5、常置委員会委員長
- 6、会計監査

第8条 (役員の任務)

- 1、会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。この場合において、副会長が2名以上ある時は、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代理し、又は行う。
- 3、副会長（市P担当）は、主に渉外活動にあたる。
- 4、総務は、会長・副会長の実務を補佐する。
- 5、会計は、この会の金銭の収支を記録し、総会において会計監査の承認を得た決算、予算の報告をする。また、役員会において、適宜執行状況を報告する。
- 6、会計監査は、会計事務を監査し、総会にて報告する。

第9条 (役員を選出)

役員を選出を次のとおり定める。

- 1、役員は、選考委員会の選出に基づき、会員に承認を得て選出する。
- 2、役員を選出は、事前に被指名者の同意を必要とする。
- 3、選考委員会の規則は別に定める。

第10条 (役員の任期)

役員の任期は次のとおりとする。

- 1、役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とし再任を妨げない。総会までの間は、書面承認とする。ただし、同一職の任期は原則として三期までとする。
- 2、役員が決定するまでは、前役員または他役員の兼任とする。

第11条 (顧問)

本会には、顧問をおくことができる。

- 1、顧問は、前会長及び学校長とし、その他に会長が委嘱したものを充てることができる。
- 2、顧問は、本会運営に関する基本的事項についての会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 3、顧問は、会長の要請により役員会に出席し意見を述べるができるが議決権は持たない。
- 4、顧問の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とし再任を妨げない。総会までの間は、書面承認とする。ただし任期は原則として三期までとする。

第3章 機関

第12条 (設置)

本会に次の機関を置く。

- 1、総会
- 2、役員会
- 3、常置委員会
- 4、特別委員会

第13条 (総会)

- 1、総会は会長が召集し、年度初めに開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は会員の1/4以上の要求があった場合には臨時総会を開催する。
- 2、総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1)前年度決算・本年度予算案の承認
 - (2)前年度事業報告・本年度事業計画案の承認
 - (3)規約の制定・改廃
 - (4)その他重要事項
- 3、総会は、会員の1/4の出席を持って成立する(委任状を含む)。
- 4、総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第14条 (役員会)

- 1、役員会は役員(会計監査を除く)並びに校長(またはこれに代わる者)、顧問をもって構成する。
- 2、役員会は、次のことを審議、決定する。
 - (1)本会の運営に関する基本方針
 - (2)本会の運営に関する事業計画案
 - (3)総会に付議する事項(予算・決算案等)
 - (4)各委員会の計画と実施
 - (5)規定の制定及び改廃
 - (6)会則、規定等に定められた承認事項
 - (7)その他役員会で必要と認めた事項

第15条 (委員会)

本会の目的を達成するために、次のとおり委員会を設ける。

- 1、常置委員会として広報委員会、図書委員会、健康委員会、秋まつり委員会、ハートフル委員会を常置する。
- 2、上記常置委員会の改廃は、役員会で決定し直近の総会で承認を得る。

- 3、特別委員会として、選考委員会（学級委員）を設ける。選考委員は学級委員が兼任する事とし、また必要に応じ臨時的に特別委員会を設ける。
- 4、会員は、原則としていずれかの委員会に所属する。
- 5、各委員会は委員長1名、副委員長1～2名を選出し、会員名簿を作り、会員相互の連絡と親睦を図る。

第4章 会計

第16条（経費）

- 1、本会の運営経費は、会費・事業収益及び補助金をもってこれに充てる。
- 2、会費の額は、3月の役員会で決議し総会で報告する。
- 3、本会の資産は、『第1章 第5条』の活動の目的以外に使用してはならない。
- 4、本会の収益活動による収入は特別会計としてその規則は別に定める。
- 5、本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。
- 6、その他、会計に関する事項は、別途に定める会計規則による。

第5章 個人情報

第17条（個人情報の取り扱い規定・プライバシーポリシー）

本会は、本会の運営において取得する個人情報を、本会への加入及び会の維持管理に必要な範囲で適切に取り扱う事とする。

1、情報に関する法令等の遵守

(1)本会では、個人情報の保護に関する法令等を遵守して保有する個人情報を適正に取扱う。

2、個人情報の収集・利用目的

(1)個人情報を収集する場合は、事前に収集目的を明示する。

(2)個人情報の利用は、明示した目的を達成するために必要な範囲内で行う。

3、個人情報の適切な管理

(1)本会では、収集した個人情報は、厳重に管理し、漏えい、紛失及び、き損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な処置を講じる。また、保有の必要がなくなった個人情報は確実にかつ、速やかに消去する。

4、個人情報の提供

(1)本会は、次の場合を除いて、外部に個人情報を提供しない。

① あらかじめ本人の同意がある場合。

② 法令に基づく場合。

③ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人（児童の場合は保護者）の同意を得る事が困難であるとき。

④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人（児童の場合は保護者）の同意を得る事が困難であるとき。

⑤ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合であって、本人（児童の場合は保護者）の同意を得る事により当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

⑥ 利用目的の達成に必要な範囲内において、必要な限度で業務を委託する場合。

第6章 改正

第18条

細則の改正は、役員会において承認を得た上、総会にて報告をする。

第19条

会則の改正は、全会員の4分の1の賛成を必要とする。

第7章 附則

第20条（細則）

- 1、本会は、役員会の決議により、本会則施行に関する細則を設けることができる。
- 2、役員会は細則及び規定を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告するものとする。

第21条（設立日）

- 1、本会の設立日は、昭和23年7月1日とする。

この会則は平成20年5月1日に改定、施行する。

平成23年4月1日一部改正、施行する。

平成24年4月1日一部改正、施行する。

平成25年4月1日一部改正、施行する。

平成26年4月1日一部改正、施行する。

平成28年4月1日一部改正、施行する。

平成30年4月1日一部改正、施行する。

令和2年4月1日一部改正、施行する。

令和4年4月1日一部改正、施行する。

会則の改正について

	旧	新
第1章	第1条（名称及び所在地） 本会は、熊本市立黒髪小学校PTAと称し、所在地を黒髪2丁目2-1（黒髪小学校内）とする。	第1条（名称及び所在地） この会は、熊本市立黒髪小学校PTA（以下〔本会〕という）と称する非営利の任意加入団体であり、所在地を黒髪2丁目2-1（黒髪小学校内）とする。
		※新たに制定 第3条（方針） 6、児童を対象とする活動については、その保護者が会員であるか否かにかかわらず、児童の対応にいかなる差も設けない。

		<p>7、非会員に対し、入会を強制せず、また、入会の意思表示を確認する際に強制であると受け取られないような運用を心がける。</p>
	<p>第6条（会員）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、本校児童の保護者又は代理人（以下〔保護者〕とする）及び本校職員からなる。 2、本会の会員は規定の会費を納入するものとする。 3、本会の会員は全て平等の権利を有し、等しく義務を負う。 	<p>第6条（会員）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、本会の会員資格は、本校に在籍する児童の保護者又は代理人（以下〔保護者〕とする）及び、本校に勤務する教職員とする。 2、前項に定める資格を有する者で、入学時又は転入時に入会の意思がない者は、本会会長に対し、書面にて入会しない意思を示す。 3、児童の卒業または転出、勤務校の異動により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とする。 4、本会会員は、いつでも、本会会長に対し、書面を提出して退会意思を示すことにより、本会を退会することができる。 5、非会員に対しては、入会を強制せず、また、入会の意思表示を確認する際に強制に受け取られないような運用を心がけなければならない。 6、本会の会員は規定の会費を納入するものとする。 7、本会の会員は全て平等の権利を有す。

令和4年度

熊本市立黒髪小学校PTA細則

第1章 会計

第1条 (会計規則)

- 1、本会の運営諸費は会費・事業収益及び補助金をもってこれに充てる。
- 2、会員は所定の会費を納入する。会費の額は、3月の役員会で決議し総会で報告する。
- 3、本会の資産は会則『第1章 第5条』の活動の目的以外に使用してはならない。

第2条 (会計任務)

- 1、会費を徴収する。徴収方法は郵便局を通じて行う。
- 2、会の収入支出を記録し、証拠書類を保管し、会計簿を備え、要求に応じ会員の閲覧に供する。
- 3、予算の編成を行い、年次総会において決算報告する。

第3条 (会費規定)

- 1、本会の会費は、一世帯当たり毎月300円を徴収する。
- 2、児童の転出による退会の場合は、転出される月の翌月以降分の会費を返金する。
- 3、任意による退会の場合は、退会届の届出日欄に記載の月の翌月以降分の会費を返金する。

第4条 (慶弔規定)

- 1、この規定の適用を受けるものは、下記のとおりとする
 - (1)本校 PTA の会員である。
 - (2)本校児童であること。
 - (3)その他、会長が必要と認めた者（役員会の承認を要する）。
- 2、緊急の場合は会長が処理し、後日報告承認を受けるものとする。
- 3、慶事は、下記に該当する場合は記念品（又はそれに代わるもの）を贈って祝意を表す。
本校職員の結婚（5,000 円と祝電）。
- 4、弔事は、会員・児童死亡の場合は、香花料 10,000 円を贈り、代表（会長・副会長・クラス代表1名）が会葬して弔意を表す。
- 5、職員の配偶者、子、父母の場合は、香花料 5,000 円を贈り、代表（3名以内）が会葬する。（但し、会葬は、市内及びその辺とする）
- 6、その他、PTA と密接な関係がある者については、上記に準じて弔意を表す。
- 7、不慮の事故（天災・事故）を受けた場合及び PTA と密接な関係があるものについては、上記に準じて見舞いをする。

第5条 (旅費規定)

PTA 活動における研修会等の参加交通費支給を次の通り定める。

- 1、熊本市内一律 500 円とする。（校区内は除く）
- 2、熊本市外一律 1,000 円とする。
- 3、それ以外については、役員会において協議・決定する。

第6条 (会議費及び通信費規定)

PTA 活動における会議費及び通信費を次の通り定める。

- 1、役員会議（毎月の定例会議及び、臨時会議）費として、会計監査を除く役員に年に1度5,000円を支給する。
- 2、会長に、地区部・地域との通信費として、年に1度適応額を支給する。支給する金額は、役員会に

において協議・決定する。

3、それ以外については、役員会において協議・決定する。

第7条（会計監査）

1、会計監査は会計事務を学期末及び年度末には監査しなければならない。

2、会計監査は年度末会計決算終了後、監査結果を次年度総会において報告しなければならない。

第2章 委員会

第8条（常置委員会）

【広報委員会】

1、広報誌「くろかみ」の発行その他の広報活動を行い、PTA活動への理解を深める。

【図書委員会】

1、児童の読書の推進に努める。

【健康委員会】

1、運動会の準備・当日のバトロール

2、早寝早起き朝ごはん運動の推進

【秋まつり委員会】

1、大いちょう秋まつりの企画運営

【ハートフル委員会】

1、緑化活動

2、ベルマーク収集

第9条（特別委員会）

【選考委員会】

1、次年度の役員及び監査を選任する。

2、学級委員より構成する。

3、選考委員長は上記より選出する。

4、次年度役員候補者について選考し、候補者の承諾を得て選考委員会の承認を得る。

【学級委員】

1、先生方と連携を図り、クラス・学年活動の企画・運営を行う。

2、選考委員会へ出席する。

第3章 連絡用メール ※通称：安心メール

第10条（配信運用規定）

1、目的

本システムは、本会の活動に関する情報を提供すると共に、緊急災害時・その他における会員に対しての連絡を敏速かつ正確に伝えることを目的とする。

2、利用者

利用者は、本校児童保護者及び本校教職員または地域関係者で、自らの意思で利用登録した者（以下「システム会員」という。）とする。

3、管理責任者

（1）本システムは本会会長・副会長及び学校長を管理責任者とし、システム管理、運用管理を適切に行うものとする。

(2) システム管理に必要なIDおよびパスワードの管理、また、システム会員個人のメールアドレス等の個人情報の管理は、学校長及び学校配信管理責任者が行うものとする。

(3) 本メールの配信は、学校配信管理責任者が行うものとする。

4、会員登録

(1) システム会員になることを希望する者は、本システムを利用して各自登録するものとする。

(2) 登録期間は、システム会員として登録した日から、自ら退会処理を行った日までとする。

5、会員情報の保護

管理責任者は、本会会則『第5章 第17条「個人情報取扱規定」』に準じ、システム会員の個人情報の保護に努めなければならない。

6、配信

管理責任者は、次の情報を配信するものとする。

(1) 本会の活動に関する情報・連絡事項

(2) 学校生活に関する情報・連絡事項

(3) 地域の活動に関する情報・連絡事項

(4) 生徒の安全に関わる情報

(5) 緊急災害に関わる情報

(6) 学校より依頼された情報・連絡事項

(7) その他必要な情報

7、営利目的使用禁止

本システムはいかなる場合においても、営利目的に運用してはならない。

8、会員登録の抹消

管理責任者は、以下に該当する場合、速やかにシステム会員登録を抹消することが出来る。

(1) 本会員でなくなった者。

(2) 利用者として、ふさわしくない者。

この細則は平成13年4月1日に改定、施行。

平成17年4月1日に一部改正、施行する。

平成21年5月1日に一部改正、施行する。

平成24年4月1日に一部改正、施行する。

平成27年5月1日に一部改正、施行する。

平成28年4月1日に一部改正、施行する。

平成30年4月1日に一部改正、施行する。

令和2年4月1日に一部改正、施行する。

令和4年4月1日に一部改正、施行する。

	旧	新
第1章		※新たに制定 第3条（会費規定） 2、児童の転出による退会の場合は、転出される月の翌月以降分の会費を返金する。 3、任意による退会の場合は、退会届の届出日欄に記載の月の翌月以降分の会費を返金する。
	第6条（会議費規定） P T A活動における会議費を次の通り定める。 1、役員会議（毎月の定例会議及び、臨時会議）費として、会計監査を除く役員に年に1度5,000円を支給する。 2、それ以外については、役員会において協議・決定する。	第6条（会議費及び通信費規定） P T A活動における会議費及び通信費を次の通り定める。 1、役員会議（毎月の定例会議及び、臨時会議）費として、会計監査を除く役員に年に1度5,000円を支給する。 2、会長に、地区部・地域との通信費として、年に1度適応額を支給する。支給する金額は、役員会において協議・決定する。 3、それ以外については、役員会において協議・決定する。
第2章		※新たに制定 第8条（常置委員会） 【健康委員会】 2、早寝早起き朝ごはん運動の推進